

## 返戻金に関する事項

紹介人材が当該紹介人材の責に帰すべき事由で、6カ月未満に雇用契約を終了した時、紹介手数料を次のとおり返戻いたします。  
返戻金は上限であり、実際の返戻金については求人者と別途契約書・見積書等にて取り交わすものとなります。

| 入社から雇用契約終了までの期間   | 返戻金        |
|-------------------|------------|
| 1カ月未満に雇用契約を終了した場合 | 紹介手数料の全額   |
| 2カ月未満に雇用契約を終了した場合 | 紹介手数料の 5/6 |
| 3カ月未満に雇用契約を終了した場合 | 紹介手数料の 2/3 |
| 4カ月未満に雇用契約を終了した場合 | 紹介手数料の 1/2 |
| 5カ月未満に雇用契約を終了した場合 | 紹介手数料の 1/3 |
| 6カ月未満に雇用契約を終了した場合 | 紹介手数料の 1/6 |

許 可 番 号 27-ユ-300407

事業所の名 称 株式会社スタッフサポート

事業所の所在地 大阪府茨木市東奈良 3-15-23